三 監 第 ７ ７ 号
令和８年 11 月 10 日

（請求人）　様

三木市監査委員　石本　成史
三木市監査委員　古田　寛明

令和８年 10 月 22 日付けで受け付けた三木市職員措置請求書については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、市がＡ自治会との間で契約した三木市都市公園の清掃等委託契約書（長期継続契約）（以下「本件契約」という。）に係る仕様書は、法に定める契約の要件（給付の内容）を満たさず違法又は不当であり、Ａ自治会が市に提出した作業日報には虚偽の記載があり、市は虚偽の事実を知っていながら黙認し、検収（完了確認）の義務を完全に放棄して委託料を支出したことは違法又は不当であるから、市が支出した委託料の返還請求及び今年度の支出差止めの措置を求めているものと解される。

法第２４２条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

１　本件契約の仕様書に関する主張について

請求人は、本件契約の仕様書（以下「本件仕様書」という。）には、年間７万円、Ｂ第５公園０．２５ha、Ｃふれあい公園０．０５ha とだけ記載されているだけで、清掃や剪定の具体的な回数、履行基準、積算根拠が一切記載さ

れず、法が定める契約の要件（給付の内容）を満たさず、違法又は不当な財務会計上の行為である旨主張する。

請求人は本件仕様書に不備があると主張するが、法において仕様書に定める項目や表記方法について厳格な定めはなく、本件仕様書に記載する内容は市の裁量に委ねられていると解される。

この点、本件契約第３条で「この契約の業務内容は、別紙の公園維持管理仕様書のとおりとする。」とした上で、本件仕様書において、景観上及び衛生上、公園を良好な状態に保つために必要な事項として、清掃、除草、低木剪定などの業務を定め、その頻度は受託者が管理において適宜判断することを明記しており、請求人の上記主張は本件仕様書の不当性について、市の裁量権行使の逸脱・濫用を具体的に示しているとは言えない。そうすると、本件請求は、本件契約締結の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

２　本件契約の作業日報の記載及び検収（完了確認）に関する主張について

請求人は、Ａ自治会が市に提出したＣふれあい公園の作業日報において当該公園には藤棚がないにもかかわらず、「藤棚の剪定作業も実施した」との記載があり、市は虚偽の事実を知っていながら黙認し、検収（完了確認）の義務を完全に放棄して委託料を支出したことは違法又は不当な財務会計上の行為である旨主張する。

請求人が主張する検収（完了確認）とは、法第２３４条の２の規定に基づき契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な検査と解され、検査の方法については、法施行令第１６７条の１５において、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないと定められている。

そうすると、本件契約において、作業日報が給付の完了を確認する根拠の一つとなり得るとしても、請求人の主張するとおり、仮に作業日報の一部が誤って記載されていたとしても、そのことのみをもって、直ちにこれが虚偽の事実を知っていながら黙認し、検収（完了確認）の義務を完全に放棄したと言うことはできないことから、請求人の上記主張は、書類における記載についての推測ないし疑義を述べるにとどまり、これをもって市のＡ自治会に対する委託料の支出について違法又は不当な点があるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、市の財務会計上の行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。

なお、本件請求の要件審査の過程において実施した予備的調査によれば、所管課は、作業日報による給付の完了確認とともに、契約の履行確認として

公園清掃で生じたごみ袋の回収実績、定期的な公園巡視の結果などを通じて景観上及び衛生上、公園が良好な状態に保たれていることを確認するなど必要な検査をおこなっていた。また、所管課は請求人が指摘する藤棚の記載についてＡ自治会にあらためて確認したところ、事務処理上のミスであり、所管課は、次回以降の作業日報の作成に当たっては、正確に記載するよう指導したとのことであった。

よって、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。